

指 示

平成 23 年 9 月 7 日

千葉県知事  
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 7 月 4 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

千葉県野田市、成田市、勝浦市、八街市、富里市及び山武市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

## 指 示

平成23年7月4日

千葉県知事  
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年6月2日付け指示は、下記のとおり変更する。

### 記

千葉県野田市、成田市、勝浦市、八街市、富里市、山武市及び大網白里町において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。